

令和7年度(2025年度)

# 進路だより

未来を切り拓く たくましく 心やさしい 子どもたちへ

札幌市立真栄中学校

第78号

令和7年(2025年)10月27日

## ★第4回進路希望調査から 高校授業料無償化と公立高校自己推薦入試★

調査用紙に御質問等を書いていただきました御家庭には、学級担任が個別に対応いたしますが、次の2点につきましては、こちらに記します。

### Q；高校授業料無償化について詳しく知りたいです。

A；第66号でも申し上げましたが、以下補足いたします。

現在私立高校へ通う高校生がいらっしゃる御家庭への修学支援は、6月16日に進路だより第22号とともに配付しましたこのリーフレットに詳細が記載されています。御確認をお願いいたします。高等学校、特別支援学校高等部、高等専門学校、専修学校高等課程を対象とする、御家庭の経済的負担を軽減し、教育機会の均等化をはかる制度が確立して久しいのですが、これまでは年間所得によって支援金の差がありました。

現在の中学校3年生から、つまり次年度から、この制度が改定され、御家庭の収入に関係なく、私立高校等は全国平均授業料(年間457,000円)まで支援金が増額され、国公立高校の授業料も全世界で実質無償化(授業料が年間457,000円を超えないからです)となることが予定されています。

1か月あたりの授業料が約38,000円までの私立高校等は御家庭の負担がゼロ、それを超える私立高校等は超過分を御家庭が負担する、ということになる予定です。

なお、入学金や、授業料とは別の校納金等は支援の対象ではありませんので御注意ください。ともに、具体的な金額については、各私立高校の募集要項に明記されていますので、御確認ください。



### Q；公立高校自己推薦受検の流れを詳しく知りたいです。

A；第4回進路希望調査の書面で、を御記入いただいている御家庭が自己推薦受検を現在お考えであること、承知しております。

先日お子さまが持ち帰りました「進路にかかわる学年集会」の資料を保護者さまもよくお読みいただきますよう、改めてお願い申し上げます。

- ①当該公立高校一般入試で例年合格する受験生の、おおよそのランクや入試点を、現在のお子さまのランクと学力テストA・Bの結果と照らし合わせて、合格して入学しても…、という観点から、学級担任より11月の教育相談で再考のアドバイスをさせていただきお子さまがいるかもしれませんが、自己推薦受検を本校で妨げることはありません。
- ②次回の第5回進路希望調査でを御記入いただきました御家庭には、期末懇談直後、別室にて、進路係より、自己推薦書作成に関する説明をいたします。その後、自己推薦受検をとりやめて、一般受検としても構いません。以前にもお願いいたしましたが、期末懇談最終日の12月10日(水)のみ、進路係が外勤で不在ですので、御理解と御協力をいただきたく、よろしくお申し上げます。
- ③前述の資料で説明していますが、自己推薦書の書式は昨年度同様で確定しています。フォーマットはまだアップロードされておりませんので、続報をお待ちください。(市立札幌大通高等学校のみ書式が異なり、手書き式です。個別に説明いたします。)
- ④自己推薦は自分で自分をアピールするものですから、本校は誤字脱字の点検をさせていただきだけで、添削指導はいたしません。当該公立高校Webサイトでスクールポリシー等を熟読しておいてください。余裕があれば、自己推薦書の下書きを始めてもよいと思います。
- ⑤年内の提出でも構いませんが、完成した自己推薦書を、冬休み最終日1月14日(水)に登校して提出していただきます。(願書は年内に提出済です。)誤字脱字があれば、修正または再作成していただきます。
- ⑥2月10日(火)または12日(木)に自己推薦入試が実施されます。高校によっては2日間日程で実施してよい、とのことですが、12月上旬に発表される各公立高校の募集要項で、多くは2月10日(火)のみの実施、と記載されると思われます。募集要項で2日間日程と記された高校は、2月上旬に受検票が届かないといずれの日か判明しません。
- ⑦受検校が面接試験のみか、適性検査や実技試験等も課されるかは、御確認済のことと存じます。おおよそ1週間以内に、中学校に合格内定か否か、通知が届きます。晴れて合格内定の際には、入学確約書をすぐに御提出いただきます。残念ながら内定とならなかった時は、保護者さまに御協力いただき、再出願手続をしていただきます。この再出願先は、自己推薦受検をした公立高校でも、まったく別の公立高校でも、どちらでもかまいません。3月4(・5)日、再出願をした公立高校を一般受検することになります。
- ⑧自己推薦受検とは、その公立高校が第一志望であることが絶対条件です。合格内定後に入学確約書を提出しない、はあり得ません。